

～ 空 き 店 舗 改 修 費 補 助 金 交 付 の 流 れ ～

① 事前相談

本補助金の申請を希望する方は、あらかじめ市街地活性課（以下「当課」という。）へご相談にお越してください。申請に当たっての諸条件の確認及び質疑応答を行います。

なお、既に改修工事を開始している場合は、申請できません。

② 交付申請

交付申請書に事業計画書その他必要書類を揃え、当課窓口にて申請を行ってください。

③ 審査

当課で提出された書類の審査を行います。

④ 決定

審査の結果に基づき、交付又は不交付を決定し、書面にて通知します。交付決定の場合は、決定日以後に改修工事を開始してください。

⑤ 実績報告

工事完了後、1か月以内の実績報告を行ってください。

⑥ 交付額

当課で書類確認、現地確認を行い、交付額を確定します。結果は書面にて通知します。

⑦ 交付請求

交付額確定後、所定の請求書により交付請求を行ってください。請求書受付後、原則 30 日以内に補助金を交付します。